一について

厚生労働省としては、 厳し い医療保険財政 の状況下にお いて、 保険医 1療材料 の内 外価 格 差の 是 正 に 向け

た取 組 が 必要であると考えて お 'n, 毎年 度、 保険 医 |療材料 の製造 販売業者 に 対 Ų 当該 保 険 医 療 材 料 O外

玉 価 格に つい ての報告を求めているところである。 また、 保険医 |療材料の保険償還価格を設定する際には

当該保険 医療材料の製造販売業者に対し、 英国、 米国、 ドイツ、 フランスにおける当該保険医療材料 の価

格等に関する情報の提供を求めているところである。

二について

公正 取 引委員会が平成十七年に公表した 「医療機器の流通実態に関する調査報告書」 にお ٧١ て は、 P T

С A カテ ーテル 及びペ ースメー カー の内 外価格差の要因として、 医療機関 の専門化 ·集約化 が ※ 国 کے 比 ベ

て進 んで ٧١ ない ことか 5 流通 に 要する費用 が高 くなっていること、 薬事 法 ( 昭 和三十五年 法 (律第) 百 四 十五

号) 上  $\mathcal{O}$ 承 認に要する期間が米国等と比べて長くその分の費用負担が大きいこと等が指摘されて る。

三について

厚 生労働省としては、 御指摘の現状については把握していないが、 今後、 内外価格差の是正につい ての

検討 を行う中で、 カナダ、 スウェー デン等における医療機器 の流 说通実態<sup>·</sup> を調査することとしてい

## 四について

厚 生労働省とし て は、 平成二十年十二月から、 医療関係者、 医療機器製造業界 流 通業界 Ö 代 表者等で

構成 する 医 |療機器の流 通改善に関する懇談会」 にお ٧١ て、 医療機器 の流 通過程 の現状分析や、 公的 医 療

保険 制度下における不適 切な取引慣行 の是正 等につい ての検討を行 っているところであり、 同 懇談会での

議論を踏まえ、必要な対応を図ってまいりたい。

## 五について

厚 生労働省としては、 保険医療材料の保険償還価格の適正性を確保するため、 学識経験者 で構成され る

委員 会に おい て、 必要な 検討を行っているところである。 御指 摘 の 保険医療材料 0) 原 価 に 関 でする情報 報 に つ

11 て は、 保険 償 還 価 格を決定する段階で当該保険 医 療 材料 の製造販 売業者  $\bar{\phi}$ 名 称 が 明 6 カュ に な つ て お 'n

これ を公にすることによ り当該製造販 **党売業** 者  $\bar{\phi}$ 権 利 競 筝 Ė 0) 地位その 他 正当な利 益を害する おそ れ が あ

ることから、一律に公表することは困難である。

医療材料の国内外価格差等に関する質問主意書

提出者

江

憲

田

司

## 医療材料の国内外価格差等に関する質問主意書

比較資料がないとのことであったが、なぜ現状を直近時点で把握していないのか。 内と海外の価格差につき、 イギリス・ドイツ等も含めた資料については、 P T C A 今後増大する医療費の抑制を図っていくためには、医療材料の国内外価格差についての現状把握 (経皮的冠動脈形成術) 日米価格に係る統計に関しては公正取引委員会による二〇〇四年統計、 カテーテルや、ペースメーカーなどに代表される、 一九九七年の医療経済研究機構による統計まで遡らないと 医療材料の適正価格を 医療材料の日本国 その 他

十七・二万円、 一を踏まえ、二〇〇四年の公正取引委員会調査によれば、 ペースメーカーについては、 それに対してアメリカの価格は約八・一万円となっており、 日本における価格は百三十三万円、 PTCAカテーテルにおいて、 アメリカの価格は八十三・二万円と 内外価格差はおよそ二・一 日本の価格は

は不可欠だと考えるが、

政府の見解如何。

二に関連し、 高価格の要因が日本特有の問題であるならば、欧米における医療機器、 材料メーカーと医

料の価格が高価になっているのはなぜか。

なっており、

内外価格差はおよそ一・六倍と、

いずれも大きな価格差がある。欧米に比し、

日本の医療材

療機関との関係等の現状を、 どう把握しているか。 日本における流通の特殊性等と対比し、 わかりやすく

説明されたい。

匹 今後、 日本における特殊な流通体系を適正化するため、メーカー等の企業や医療機関に対し、政府とし

て、どのような助言・指導・監督等の是正策を講じていくのか。 あるいは今の現状を指をくわえて放置し

ておくのか。政府の見解如何。

五 日本におけるPTCAカテーテル・冠動脈ステント及びペースメーカーなどの医療材料の価格を厚生労

働 省に問い合わせたところ、 その価格については 「保険償還価格」という名目で価格が表示されており、

医療材料そのもの の原価については、 保険償還価格決定を行う際に企業から提出はされているものの、 内

容については公開をされないこととなっているとの回答であったが、 原価を非公開とする理由 [如何。

また、 実際の機器の価格が明確にされなければ、 「保険償還価格」 が適正な価格であるか否かにつき、

客観的に判断することが難しいため、この際、 原価についても公表すべきと考えるが見解如何。

右質問する。